平成２３年（フ）第５７３号
千葉県松戸市中根長津町２番地グリーンステージ・ヴィラＣ棟105号、開始決定時の住所千葉県松戸市稔台７丁目50番地の１
破産者　茂木　洋二
１　決定年月日　平成24年２月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７７７３号
東京都新宿区四谷２丁目４番地12
破産者　株式会社メディコア
１　決定年月日　平成24年２月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２４０号
東京都日野市程久保１丁目21―30―Ｃ―102、住民票上の住所東京都世田谷区赤堤３丁目19―22
破産者　猪熊　　勉
１　決定年月日　平成24年２月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６号
最後の住所鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津70番地１　母来寮
破産者　亡井上喜美子相続財産
１　決定年月日　平成24年２月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第２２号
秋田県大仙市太田町太田字新田熊野堂関下237番地１
破産者　有限会社創建工業
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第２３号
群馬県前橋市川原町１丁目３番地７
破産者　株式会社明高建設
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２１２号
広島県福山市加茂町大字下加茂67番地の１
破産者　有限会社トモハウス
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３９号
山口県宇部市大字西岐波字黒杭313番地の１
破産者　株式会社サンテクウッド
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所宇部支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１００号
宮城県遠田郡涌谷町字田沼町24番地１
破産者　及川　義朗
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
栃木県足利市助戸東山町1708番地１
破産者　植野　　滋
１　決定年月日　平成24年２月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第４２９号
新潟市江南区亀田四ツ興野３丁目４番24号、前住所新潟市中央区高志２丁目４番７号
破産者　新井　慶子
１　決定年月日　平成24年２月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７０号
茨城県日立市田尻町１丁目44番39号、居所茨城県日立市田尻町５丁目13―30レオパレス鈴木第２―205
破産者　川澄　範人
１　決定年月日　平成24年２月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第８６８４号
大阪市東淀川区小松４丁目９番２号　パティオ小松103号、前住所大阪市東淀川区南江口１丁目３番25―113号
破産者　山口　明彦
１　決定年月日　平成24年２月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５５０号
大阪府枚方市南中振２―４―１　ＨＯＵＳＥヴァールサワダ25号、住民票上の住所大阪府寝屋川市太秦中町９番15号
破産者　出宮　豊久
１　決定年月日　平成24年２月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４８７号
大阪市中央区島之内１―３―20　ブルーム長堀802号、開始決定時の住所大阪市北区西天満４―２―12　ドムール天満403号
破産者　久嶋　　剛
１　決定年月日　平成24年２月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２８７号
大阪府寝屋川市三井が丘１丁目10番22―101号
破産者　根本　芳次
１　決定年月日　平成24年２月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５８９号
大阪府八尾市跡部北の町２丁目２番38号　サンライフ久宝寺314号
破産者　松田満智子
１　決定年月日　平成24年２月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部